

付議案第12号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定する必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（令和4年福岡市条例第57号）は、令和5年4月15日から施行する。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

1 制定の理由

本件は、福岡市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める必要があるため制定するもの。

2 内 容

飯倉中央公民館の移転に伴い、令和 4 年 9 月に福岡市公民館条例の一部改正を行い、施行期日については教育委員会規則で定める日としていたが、令和 5 年 4 月 15 日に移転することが決定したため、施行期日を令和 5 年 4 月 15 日と定めるもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 15 日

飯倉中央公民館 位置図

